

# 近世イギリスにおける国家と社会

—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—

井内太郎

はじめに

テューダ朝期の議会的直接税<sup>1)</sup>は、10分1税・15分1税（以下、10分1税と略記）と補助税（the subsidy）から構成されており、両税は王領地とならび国家財政を支える二大収入源であった。両税はいずれも、戦時などの非常時に国王が議会の承認を得て課税する非経常収入であったが、10分1税がヘンリ2世時代から継続的に用いられてきたのに対して、補助税は16世紀初頭に新規に導入されたものである。したがって両税がセットで課されることになったのは、テューダ朝期に入ってからのことである。

テューダ・初期ステュアート朝期における10分1税の研究は非常に立ち遅れた状況にある<sup>2)</sup>。その理由の1つは、同税が16世紀初頭に導入される補助税に取って代わられる時代遅れの税として、その問題点ばかりが強調されてきた点にある。しかも、従来の研究では同税の税収額や徴税制度の検討に重きが置かれ、その運用面とくに徴税官と税負担者との間で税査定や徴税がいかに行われていたのか、そこから当時のいかなる国家や社会あるいは中央と地方の関係などが見えてくるのかが判然としない。

このような観点に立って表1と表2を見ると、同税に関して大きく2つの問題設定が可能であろう。まず第1に補助税導入の背景である。表1によれば、1510年代以降に補助税の導入が定着していくことがわかる。また表2はポンド当たりの課税額を示したものであるが、それによると10分1税は1回の徴税額がほぼ固定されていたのに対して、補助税の方が徴税額ならびに徴税効率が良かったことは明らかである。したがって、その間に10分1税の査定・徴収に関して地方社会内部でいかなる問題が生じていたのか、また10分1税と補助税と

で査定・徴税システムにいかなる違いがあるのかが、問われねばならない。第2に表1に見られるように10分1税に何らかの税制上の問題があったにもかかわらず、16世紀末になると、同税の課税回数が補助税と同様に急増していることの意味である。さらに興味をひくのは、理論的に考えれば、16世紀末には議会的直接税の税収総額は急増していくはずである。しかしながら、表3によれば、それが逆に減少していることである。10分1税は1回の徴税額が約3万ポンドで安定していたことから、その原因の多くは補助税の徴収額が著しく減少していったことにあった。つまり対スペイン戦争が激化した1580年代末以降に、議会的直接税を財政的基盤としながら戦争を遂行する政府の戦時財政政策が限界に達していたことを意味しているのである。この問題は単なる税制上の問題にとどまらず、課税を巡る国家と社会あるいは中央と地方の間の政治・社会問題の中で捉え直してみる必要がある。

もとより、ここでそのすべてを検討することは不可能なので、本章では同税の第1の問題について検討しながら、近世イギリスの国家と社会の特質について明らかにしてみたい。

表1 テューダ・初期ステュアート朝期における課税供与法

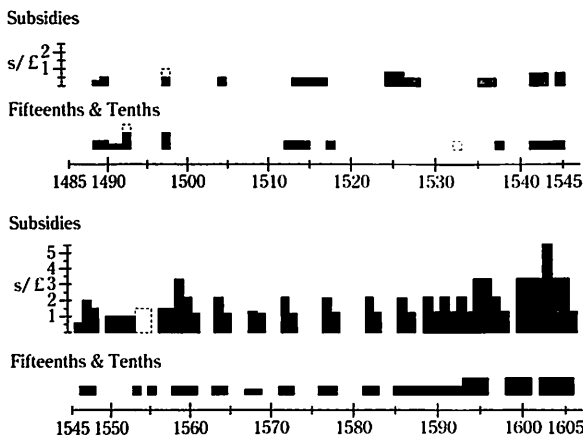
year	(1)	(2)	statute	year	(1)	(2)	statute	year	(1)	(2)	statute
1487	2	—	Rot. VI, pp.400-2	1540	4	1	32HenVIII c.50	1587	2	1	29Eliz c.8
1489	—	1	Ibid., pp.420-4	1543	—	1	34&35HenVIII c.27	1589	4	2	31Eliz c.15
1490	1	—	Ibid., pp.437-9	1545	2	1	37HenVIII c.25	1593	6	3	35Eliz c.13
1491	3	—	7HenVII c.11	1553	2	1	7EdVIc.12	1597	6	3	39Eliz c.27
1497	2	2	12HenVIIc.12.13	1555	—	1	2&3Philip&Mary c.23	1601	8	4	43Eliz c.18
1504	—	1	19HenVII c.32	1558	1	1	4&5Philip&Mary c.11	1606	6	3	3Jac c.26
1512	2	—	3HenVIII c.22	1559	2	1	1Eliz c.21	1610	1	1	7Jac c.23
1512	1	1	4HenVIII c.19	1563	2	1	5Eliz c.31	1621	—	2	18&19Jac c.1
1514	—	1	5HenVIII c.17	1566	1	1	8Eliz c.18	1624	3	3	21Jac c.33
1515	—	1	6HenVIII c.26	1571	2	1	13Eliz c.27	1625	—	2	1 Car c.6
1515	1	1	7HenVIII c.9	1576	2	1	18Eliz c.23	1628	—	5	3 Car c.8
1523	—	4	14&15HenVIIIc.16	1581	2	1	23Eliz c.15	1640	—	4	6Car c.2
1534	1	1	26HenVIII c.19	1585	2	1	27Eliz c.29	1641	—	2	16Car c.3.4

\* (1)=10分1・15分1税 (2)=補助税

\* Rot.=Rotuli Parliamentorum. 1278-1504 (6 vols, 1767-77)

\* Statute of Realm.. vol.III-Vより作成.

表2 テューダ朝期における議会的直接税の負担額と課税回数



- 1) Schofield (1988), p.231より作成。
- 2) 縦軸の目盛りは査定額1ポンド当たりの税額を示している。
- 3) 10分1税の税額は、1ポンド当たり6ペンスに換算してある。
- 4) 波線の囲み部分は、供与されたものの、実際には徴収されなかったことを示している。

表3 10分1税と補助税の徴収額 (単位=1,000ポンド)

year	receipts	year	receipts	year	receipts
1488	1	1544	77	1576-7	115
1489	c.24	1545	57	1581-2	110
1497	31	1546 ('43)	55	1585-6	106
1504	31	1546 ('45)	110	1588-9	105
1513	33	1547	97	1590-1	103
1514	50	1549	54	1592-3	97
1515	45	1550	47	1594	95
1516	44	1551	40	1595	91
1524	73	1552	43	1596-7	87
1525	65	1556	68	1599	83
1526	6	1557	77	1600	81
1527	9	1558	134	1601	?
1535	22	1559-60	137	1602	76
1536	23	1563-4	150	1602-3	76
1541	47	1567-8	87	1603-4	67
1542	48	1571-2	117	1604-5	67

\* 補助税は査定額に基づく徴収額を示す。

\* 10分1税の1回の徴収額は約3万ポンド(ただし1537年には36,000ポンド)。

\* 1546年は1543・1545年の課税供与法に基づく徴収額。

Schofield, *Taxation*, pp.231-2より作成。

## 1 10分1税・15分1税の徴税システム

### (1) 10分1税・15分1税の成立の背景

#### ① 直接査定税方式の直接税（1188～1332）

10分1税・15分1税はもともと税負担者の資産査定を行い、その査定額の10分1あるいは15分1を税金として支払うものであったが、このように資産査定額に対して分数式で直接査定税を課す方式が初めて導入されたのは、ヘンリ2世時代のことである<sup>43)</sup>。1187年にアイユーブ朝のサラディン（1138-93）により聖地エルサレムや十字軍諸都市が占領されたため、西欧のキリスト教国の君主たちは、聖地奪還を目的とする第3回十字軍の遠征に必要な財政援助を求められた。そこでヘンリ2世はノッティンガムシャのゲディントン（Geddington）で国王評議会を開催し、王国内の聖俗の富裕層を中心にレント料や動産査定額の10分1（the tithe）の額を税として課したのである。それが王国内の臣民全体に対して課されるようになったのは1207年のことであり、この時に税負担者は町（township）・教区・区（ward）レベルで行われた動産査定額の13分1を徴税官またはその代理人に支払うことを義務づけられた。

1294年にさらに重要な税制改革が行われている。すなわち、これ以降、都市や古来の王領地（ancient demesne）に居住する臣民は、農村地域に居住する臣民よりも、税率が引き上げられることになったのである。この時には前者が6分1税、後者が10分1税を課されることになった。その後、税率は様々に設定されるものの、この2つの領域区分に基づき都市や古来の王領地に対してより高い税率を設定するやり方は原則として維持された。1332年になると都市・王領地が10分1税、農村地域が15分1税を課されることになる。この税率は1624年に最終的に同税が廃止されるまで維持されることになり、ここにいわゆるテューダ朝期の10分1税・15分1税の原型ができあがったのである<sup>44)</sup>。

1332年まで様々な税率で税が課されていたが、興味深い点は、それにもかかわらず、査定額ならびに財務府の受領金がある一定の極めて狭い範囲の中に収まっているということである。たとえば、1306年に課税された13分1税・20分1税は査定額に基づく予想額が35,300ポンドで実収入額は33,400ポンド、また1332年に課税された10分1税・15分1税は予想額34,000ポンドに対して実収入

額は32,400ポンドといった状況であった。税率したがって予想額が変化している点は、ある程度まで議会が当時の経済状況を考慮し、それに合わせて税率を修正したことで説明がつく。しかしながら、オームロッドは予想額よりもむしろ実収入額がほぼ同額である点に注目して次のような指摘を行っている。すなわち、徴税官が資産査定額を過小評価する傾向が次第に強まり、しかもその額が固定されていったために、それが実際の資産額から乖離していったのである<sup>65</sup>。また先述のようにテューダ朝期の10分1税も約3万ポンドであったことを考えると、ほぼ3世紀間、税収総額は殆ど変化しなかったことになる。

## ② 割当税方式の直接税 (1334~1624)

このように直接査定方式の課税が、事実上、形骸化していることが明らかとなったため、1334年に10分1税・15分1税が認められた時に、新しい課税方式が導入されることになった<sup>66</sup>。すなわち、1332年の資産査定記録 (particule compoti) と徴税額に基づいて、各徴税区に徴税額が割当てられることになったのである。それ以降、税収総額は約37,000ポンドに固定されることになった。この割当税方式の課税は、税収総額が固定されるため大幅な税収入の増加は期待できないものの、予定額が確実に徴収されることと、徴税業務の迅速化・簡略化が可能になるという利点があった。しかしながら、別の見方をすれば、国王=政府の地方に対する行政能力の限界を露呈したとも言えるだろう。したがって、それぞれの共同体内部で資産査定の必要性が生じた場合には、共同体内部の税負担者の間で行われることになった。査定を巡って紛糾でもしない限り、以前のように徴税官がその段階で直接介入することはなくなったのである。そのため徴税官の職務は割当額を徴収する最終段階にほぼ限定されたといつてよい。また1334年以降も10分1税・15分1税という名称は維持されながらも、課税方式が直接査定方式から割当方式へ大きく変化した点に注意する必要がある。

1433年に、経済不況の煽りを受けて多くの都市や町が衰微し、従来の割当額を支払うことができない状況が生じた。そのため、まず税収総額が4,000ポンドほど減額され、次に各州の割当額に比例して減額分が差し引かれることになった。さらに各州内において、経済衰退や自然災害などによる経済力の弱体化の度合いに応じて都市や町の割当額が差し引かれたようである。その後1446

近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—  
年に減額分は6,000ポンドに引き上げられ、税収総額は約31,000ポンドに落ち着くことになる<sup>7)</sup>。また王国内の各都市や町の割当額の減額も1468年頃までに終了している。この税収総額ならびに各徴税区の割当額は、1625年に同税の最後の徴収が行われるまで、「地方の慣習」として資料の転写ないしは口承で受け継がれることになるのである。

## (2) 10分1税・15分1税の徴税システム

テューダ朝期の課税供与法をもとに10分1税の徴税システムを再現してみよう。表1に見られるように、課税供与法では10分1税と補助税がセットで認められていた。規定内容の分量や詳細さを比較してみると、そのいずれにおいても補助税が圧倒している。同税に関する規定が形式化している理由としては、同税が割当税であり、煩雑な査定・徴税業務を回避できたことや、割当額が数世紀間維持されてきたことなどが考えられよう。

### ① 徴税官

1334年以降に各州ごとに2人の徴税委員 (commissioners) が任命され、各徴税区の住民と支払額について交渉を持っていたとされているが<sup>8)</sup>、テューダ朝期にそれが実際にどこまで行われていたのかは、判然としない。しかしながら、この点は、ここではあまり重要な問題とはならない。というのも、同税が割当税方式を採用していることから、このシステムの基軸は査定よりもむしろ徴税業務にあったからであり、その段階で中心的な役割を果たしていたのが徴税官 (collector) たちであった。

まず庶民院の議員たちは自分たちの選挙区である州ないしバラ (borough) を担当する徴税官の候補者リストを指定期日までに大法官府 (the Chancery) に送付することを求められた<sup>9)</sup>。大法官府は、そのリストに基づいて国璽 (the Great Seal) 付きの任命書 (commission) を発給した。彼らはそれに基づいて徴税官に正式に任命され、担当する州ないしバラにおける割当額の徴税業務を委託されることになったのである。州において任命される徴税官の数は平均すると8～10名であったが、各州ごとに比較してみると35名が任命された州から4～5名しか任命されなかった州までかなりばらつきが認められる。それに対してバラで任命された徴税官の数は平均すると3～5名と数は少なく、各バラ

間の人数の格差もそれほど大きくはなかった。もとより徴税官の数の多寡のみから各州やバラにおける徴税業務を比較することはできない。むしろ、ここで確認しておきたいことは、テューダ・初期ステュアート朝期を通じて、徴税官の数にそれほど大きな変化は生じていないということである。おそらく中世以来、その数に大きな変動は生じなかったものと見てよいであろう。

徴税官に任命されるためには、いくつかの条件を満たす必要があった。まず社会的身分の問題であり、州の徴税官は地元の騎士、(単なる)ジェントルマン、ヨーマン、一方、バラ内においてはバージェスや職人の中から選ばれるよう規定されていた<sup>99</sup>。さらに、財産資格も設定されており、不動産の年価値にして10ポンド以上、動産の場合には100マルク以上の資産評価額の財産を所有する人物に限られていた<sup>100</sup>。ちなみに補助税の徴税委員の財産資格は不動産の年価値にして20ポンド以上とされていた。これだけ見れば、補助税の徴税委員の方が社会的ランクが上位にあったことになる。それはともかく、10分1税の徴税官に任命された人々は、地方社会内部において最も高貴な身分というわけではなかったが、中流層あるいはそれ以上の身分・階層に属してかなりの財産を所有しており、都市や村の要職を占める人々であった。

## ② 徴税手続き

徴税官は大法官府から任命書を受け取ると、彼の担当する村(township)や区(ward)に赴き、同地の指導者(prepositus)と2人の住民、バラの場合には市長、ベイリフと4人の住人が召集された。徴税官は彼らに対して1~2人の同地の有力者に割当額を徴取させ、その徴取金を彼のもとへ遅延なく持ってくるように命じた。しかしながら村や区への割当額までは史料的に確認できても、誰の責任のもとで、いかにして税負担者の支払額が査定・徴取されていたのかについては、地方の治安官(the constable)に任される場合が比較的多かったこと以外には、断片的にしかわかっていない<sup>101</sup>。

彼らの主要な職務は各村や区内の税負担者の間に割当額を配分し、徴取することであった。しかしながら、その方法が「地方の慣習」に基づいていたため、各村や区の状況によりかなりの違いが見られた。通常の場合、徴税を委託された治安官たちは、まず住民に集会を開催させた。そこで彼らは課税に至った理由や供与法の概要を説明し、割当額の徴取方法については住民たちに決定させ

近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—  
た。ヘレフォードでは「はるか昔から同税を少しでも支払う能力と資力がある  
同市内のすべての市民や住民」により、個々の支払額の査定が行われたが、他  
方でノッティンガムシャのサウスウェルのように、税査定が数名の有力者によ  
り行われることもあった<sup>43</sup>。

たとえば1541年にオックスフォードシャのバーフォード (Burford) で、割  
当額を住民間で分担するためにコモン・ホールで住民集会が開催されたが、こ  
の時に100人以上の住民が参加している点が注目される。そもそも、この史料  
が残ったのは、この時に割当額の分担を巡って紛糾したためである。すなわち  
6人の住民が同地で査定・徴収にあたったベイリフたちが、普段よりも4ポ  
ンドも多く徴税し、その分を着服したとして異議を申し立てたのである。同  
地の王領地管理官 (the king's steward) や治安判事が事態の收拾にあつたがう  
まくいかず、最終的に星室庁 (the Star Chamber) へ訴訟として持ち込まれ、  
中央の裁定を仰ぐことになったのである<sup>44</sup>。この訴訟に関する証言録取書  
(deposition) の記述の中で興味深いことは、同地における割当額の徴収は、住  
民の共同作業 (communal effort) で行われるものと見なされていたことである。  
住民集会を通じて税負担者 (=正規の共同体の構成員) の税額の割り振りを決  
定することは、同時に村の地理的境界や共同体の構成員を確認する機会でも  
あったのである。つまり皆で合意した税を支払うということは、王国の臣民と  
してよりも、まずは共同体の構成員としてのアイデンティティに関わる問題で  
あったのである。彼らにとって、それはたとえば共有地などの共同権 (common  
rights) の維持、貧民救済の責任、生産活動における協同性と同じくらいに重  
要な共同体的行為であったのである。

## 2 10分1税・15分1税の徴税実態

### (1) 資産査定の対象

同税は、もともと直接査定税として税負担者の動産 (every man's moveable  
goods) の査定額に対して10分1あるいは15分1の税を課すものであった。し  
かしながら同税が割当税になると、割当額を支払うための査定対象の選定や税  
率は基本的に各村や区の自主性に任せられることになったため、その方法は地



域によって多様にならざるをえなかった。先ほどのバーフォードの場合、税負担額を巡ってトラブルが生じたものの、家屋 (houses) の年間のレント料 (the yearly rents) に基づいて税査定を行う点では、その村の「慣習」として住民間で合意が成立していたという<sup>49)</sup>。

スコフィールドは、1485～1547年にかけて割当税の各村や区における査定対象を示す史料をもとに49の事例を分析し、それらは大きくわけて4つに分類できるとしている。まず各土地の1筆 (a parcel) を基本単位として税を割り振り、それを維持するやり方で、7件ほど確認できる。この場合には、税が課されるごとに新たに査定をする必要はなく、その筆の保有者から割当額 (a customary sums) を徴収するだけの作業となる。次に個人の資産額を査定して税を課していくやり方であり、土地 (land and tenements) の年価値に基づくもの (11件)、動産や家畜の評価額に基づくもの (25件)、土地・家屋と動産・家畜のいずれもが評価の対象になっているもの (3件) があった。一見すれば、動産や家畜が査定対象となる事例が多いように見える<sup>50)</sup>。しかしながら、彼が扱った事例の4分3は1537～1547年に集中しており、地域的にも南東部に集中しているため、それを一般化することはできない。むしろ注目すべきなのは、次の点であろう。すなわち、各共同体内部における税査定は「地方の慣習」に基づいて行われていたため、多様にならざるをえなかった。このように10分1税の徴税業務においては地方の自律性が保証されていたのであり、共同体内部で何らかのトラブルが生じた時にはじめて、徴税委員や治安判事らが調停にあたるためにそこに介入したのである。

## (2) 割当額の地理的分布

まずイングランドの州ごとの割当額から見てみよう。まずノーフォーク州は中世における経済的豊かさを繁榮して、約3,486ポンドを割り当てられており、全体の約10%を占め、王国内で最も多くの税を負担していた。それに対してロンドンの割当額は612ポンドで全体の約2%に過ぎなかった。しかしながら16世紀に導入された補助税について見ると、ロンドンの支払額は全体の10～12%に達しており、一般的には、このように補助税の負担割合の方が大きくなる傾向があった<sup>51)</sup>。ここでは、各州の割当額をいちいち提示する煩雑な作業よ

近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—  
 りも、むしろ次の点を確認しておくことが重要であろう。すなわち、1334年に割当額が決定されて以降、1449年に1度だけ割当額の再査定が行われたが、それ以降、その割当額は200年あまりの間ずっと有効であり続けたということである。したがって、表4に見られるように、ノーフォーク州内の主な徴税区における割当額が、1449年と1605年の間で殆ど変わっていないとしても、全く驚くにはあたらないし、もちろん、それは17世紀初頭の同州の経済状況を反映したものでなかった。

表4 ノーフォーク州における10分1税の割当額の配分額 (単位=ポンド)

	1449	1605	% Total		1449	1605	% Total
Freebridge	384.32	341.48	(-) 12.03	S.Greenhoe	110.91	110.91	3.91
Lynn	-	42.33	(+) 1.49	Mitford	71.40	71.45	(+) 2.52
Launditch	122.40	122.40	4.31	Depwade	65.70	65.70	2.31
Thetford	-	16.00	(+) 0.56	Loddon	57.33	57.93	(+) 2.04
S.Erpingham	109.37	109.37	3.85	Tunstead	99.66	99.66	3.51
Norwich	84.70	89.23	(+) 3.14	Yarmouth	-	-	-

\*Hudson, *op. cit.*, pp.266-97; Braddick, *Parliamentary* p.55, App. 1, 3より作成。

\*% Totalは各地区への配分額の同州全体の割当額に占める割合

\* (+) (-) は、それぞれ負担額の増減を示す。

また中世以来、何らかの理由により10分1税・15分1税を免除される場合が少なからずあった。慣習に基づき免税措置を施された地域としてチェシャとウェールズがある。その後1392年から1415年の間に、カンバーランド、ウエストモアランド、ノーサンプラントの各州が加えられた。チェシャに関しては、同州が主権伯領 (the county palatin) であったことによるものであり、当時の同州の主張に従えば、これまで議会に代表を送ったことはなく、またウェールズと同様に新王の即位ないし伯爵位の継承が行われる時に賦課されるマイズ (Mise) を支払ってきているというものであった<sup>99</sup>。あとの3州は北部辺境域にあって外敵の侵入に対して常に防備を固めておく必要があったためである<sup>100</sup>。主要5港 (the cinque ports) も国王大権に基づき免税特権を与えられていたが、それも同様の理由によるものであった。また議会制定法により免税を認められたものとしては、1512年にオックスフォード・ケンブリッジ両大学ならびにイー

トン・ウィンチェスター校の各コレッジ (college)、1515年にはすべてのコレッジ、修道院、ホスピタル、カルシオドス会修道院 (charterhouse) ほかの法人に対しても免税特権が与えられている<sup>20</sup>。こうした伝統的な特権も、対スペイン戦争が激化する1580年代末から同税の最後の課税が行われる1625年にかけて、その法的正当性が財務府裁判所 (the Court of Exchequer) の衡平法部門 (the equity side) における訴訟の重要な争点となった。というのも、表1で見たように、この時期に補助税のみならず、10分1税の課税額も引き上げられたため、それまでくすぶり続けていた地域間の割当額の不均衡や免税特権などの問題が一気に吹き出すことになったのである<sup>21</sup>。

### (3) 割当税の経済的負担

次に10分1税が税負担者にとって、どれほどの経済的負担になっていたのか検討してみよう。しかしながら、先述のように各村や区における税負担者の査定額と税額のリストが殆ど残存していない以上、それは断片的な史料からの推測の域をでるものではない。ここでは、ダイヤーが見つけた5つの地域の史料に基づく同税の査定と徴収額を中心に、この問題について検討してみよう。表5のうち、動産による査定が行われたことが明記されているのはエバートン (Emberton) のみであり、他の4つの地域では基本的に不動産が査定の対象となっていた。またリトゥル (Writtle) の税負担者ならびに徴税額の多さが目を引くが、ここは5つの村の中でも最も規模が大きく、その中心に都市を抱え経

表5 10分1・15分1税の5つの地区における資産査定額

Place	County	Date	Basis for assessment	No. of payments	% Total
Emberton	Buckinghamshire	1512-13	Land and goods	51	£ 3 2s. od.
Newborough & Hoar Cross	Staffordshire	1450	Land	83	£ 1 3s. 8d.
Walford & Howle	Herefordshire	1486-7	Land (some goods)	52	£ 2 5s. 0d.
West Horndon & Childerditch	Essex	c.1500	Land	18	£ 2 4s. 9d.
Writtle	Essex	c.1500	Land (some goods)	226	£12 6s. 0.5d

\* Dyer, *op. cit.*, p.178より作成。

\* No. of paymentsは納税者の数とみてほぼ差し支えない。

近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—

済的にも比較的富裕な農村地域であった。また数は少ないけれども、動産による査定も行われているが、それが同地域内の小規模なバラに集中しており、その中には所有物も明記されていない8人の貧民による少額の支払いも含まれていた<sup>24</sup>。

税負担者の経済的負担であるが、すでに1334年に同税が割当税になった時点から、逆進的 (regressive) な傾向が強まっていた。というのも、1332年までに富裕層の資産査定額が事実上、固定化されており、さらに10シリングという課税の最低限度額も廃止されて税負担者が増加したためである<sup>25</sup>。表6に見られるように、このような状況は16世紀初頭においても変わっていない。まず、いずれの村においても、税負担者のうち11ペンス以下という低額査定を受けた人々が、半数以上を占めていた。ダイヤーの分析によれば、ニューバラでは税負担者のうち24名がわずかに1ペンス、エバートンでも4名が1ペンス、15名が2ペンスを支払っていた。税負担者の社会階層についても、小農層が少なからず含まれていた。ニューバラでは3エーカー以下の土地保有者が多く含まれており、たとえば、ブリッジエンドに住むフェントン (Rauff Fenton) なる人物は小屋住み農 (a cottager) として1ペンスを支払っていた。ウエスト・ホンドンでも事情は同じで3エーカー、4エーカー、6エーカーという小規模な土地保有者たちは、それぞれ1ペンス、2ペンス、2ペンスを支払っていた。リトゥルにおいても11ペンス以下の査定を受けた人々の多さが目を引くが、先述のように小規模なバラを含んでいることもあって、その中に織布工、手袋職人、染色職人、縮充工 (fuller)、屋根葺き職人などの職人層の名前が現れてく

表6 5つの地区における資産査定額に基づく納税者の分布状況

Place	Date	over 5s. 0d.	2s.-4s.11d.	1s. - 1s. 11d.	11d., or below	Total
Emberton	1512-3	4 ( 8%)	5 (10%)	7 (14%)	35 (69%)	51 (100%)
Newborough	1450	0	0	5 ( 6%)	78 (94%)	83 (100%)
Walford	1486-7	0	5 (10%)	10 (19%)	36 (69%)	52 (100%)
West Horndon	c.1500	4 (22%)	1 ( 6%)	2 (11%)	11 (61%)	18 (100%)
Writtle	c.1500	12 ( 5%)	10 ( 4%)	38 (17%)	166 (74%)	226 (100%)

\*Dyer, *op. cit.*, p.181より作成。

る<sup>29</sup>。

税負担者の実質的な経済的負担について検討するためには、個々の税負担者の税負担額を国税（補助税と10分1税）と地方税を含めて全般的に検討して見る必要がある。まず補助税と10分1税を比較してみよう。補助税の場合、課税対象となる査定額の最低限度額が設定されていた。それに対して10分1税は徴税区内の低所得層にまで、しかもより均等に近いかたちで課税されていた。たとえばロンドンの場合、10分1税はほぼすべての世帯主が負担していたのに対して、補助税はその約3分1が負担したに過ぎなかった。一方、ノーフォーク州は10分1税の負担率は高かったものの、補助税のそれは1620年代後半の段階でも全体の約4%を占めていたに過ぎない。ブラディックも指摘するように、これは明らかにイングランド王国内における同州の10分1税の負担率の高さを考慮して、同州内の補助税の査定官や徴税官の間で意図的に税負担の軽減が図られた可能性が高い<sup>30</sup>。

では税負担者の国税と地方税の負担率はどうだったのか、ロンドン市民の事例をもとに考えてみよう。ロンドン市民は教区ごとに地方税として定期的に教会書記の賃金 (clerk's wage)、街路清掃人の賃金 (scavenger's rate)、教区の10分1税 (Tithe)、救貧税 (poor rate)、またヘンリ8世の即位に際しての入市式など特別な目的のために課される都市15分1税 (the city fifteenth) を支払っていた。たとえば1590年代の対スペイン戦争時に、補助税が課される最低限度額である (動産で) 3ポンドの資産査定を受けたロンドンの世帯主にとって、国税とロンドン市税がどれくらいの経済的負担になっていたのか見てみよう<sup>31</sup>。彼らは国税として補助税 (8シリング)、15分1税 (6シリング8ペンス)、ロンドン市税として教会書記 (clerk) の賃金 (1シリング4ペンス)、街路清掃人 (scavenger) の賃金 (1シリング4ペンス)、教区の10分1税 (3シリング8ペンス)、救貧税 (6シリング8ペンス) を支払っていた。したがって、総額にすると、年平均で27シリング (国税: 54%、ロンドン市税: 46%) を支払っていたことになる。また1540年代の対仏戦争時に彼らの経済的レヴェルに対応するロンドン市民は、国税として6シリング8ペンス、ロンドン市税を含めると年平均で12シリング8ペンス (国税: 52%、ロンドン市税: 48%) を支払っていた。当然のことながら戦争などが生じた時には国税の賦課により、低所得

近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—  
層に重い税負担がのしかかっていたが、その傾向が16世紀末にさらに強くなっていったことがわかる。

### 3 課税問題に見る個と共同性

ロンドン市民のみならず、地方の住民たちの間でも、多くの場合、税に対する意識として同税の支払いと、道路・教区教会の維持に関わる税や救貧税のような地方税との間に明確な区分はなく、いずれも共同体内部の公的な税負担とみなされていた。先述のように10分1税は11ペンス以下の低額の資産査定を受けた小農層に対しても、ほぼ均等に課税されていた。サリー州のエプソム(Epsom)では、1599年に39名が同税を支払っていたが、そのうち補助税も同時に支払っていたのは13名にとどまっている。またこの村でも20名の小屋住み農が、「昔からの慣習に従って」1ペンスを課されていた<sup>99</sup>。

それにしても、村内の貧農層や小屋住み農に対してまで、1ペンスではあれ税を課すことの意味はどこにあるのだろうか。それは共同体に対する財政的な貢献よりも、むしろ政治的・社会的貢献を期待されていたのではないかと思われる。それどころか、彼らが実際に支払っていたのかどうか疑わせる事例さえ存在しているのである。たとえば1434年にサフォーク州のソーナム・マグナ村のベネット(J. Beneyt)は、遺産の使い道の1つとして、同村内の貧しい住民の15分1税の支払いの援助に用いるように指示していた。ノッティンガムシャのホーム(Holme)に住んでいたバートン(J. Barton)は遺言の中で遺言執行人に次のような指示を行っている。すなわち、彼の死後、向こう二年間、ノース・ムスカム(North Muskham)村内で4ペンス以下の資産査定を受けたすべての物乞いの税金の支払に充てられたし、と。また共同体が全体として、貧困者の税負担の軽減を試みる場合もあった。最も典型的な事例は遺贈された土地を教会委員(the church-warden)の管理下に置き、10分1税などの課税が行われた際には、それらの土地から得られた利益を充てるものであった。課税が行われなかった年には、それは教区教会の修復や貧民救済などの共同体内部の慈善行為のために用いられた<sup>100</sup>。またロンドン市におけるように戦時課税が、各カンパニーの共同基金により支払われる場合もあり、それはメンバーの負担

を軽減するとともに、資産査定を回避する手段としても用いられていた。アーチャーの分析によれば、1569年にロンドン市で課税が行われた時、9つのカンパニーのうち、3つのカンパニーが個人の資産査定を回避し、共同基金による拠出に頼っていた。一方で資産査定に応じメンバーに課税がなされた6つのカンパニーでも、請求額の70%を賄ったに過ぎず、残りはカンパニーの共同基金で支払われているのである。また資産査定がなされる場合にも、貧民層や遍歴職人 (journeymen) は除外するといった配慮が施されていたという<sup>84</sup>。

当時の人々にとって、税の支払いは個人の税負担であるのみならず、村の共同権の維持、貧民救済の責務と同じくらい重要な共同体的行為であり、また共同体の絆の強さをはかる試金石でもあったのである。教区が管理する土地から10分1税が支払われたのも、そのような意識が共有されていたためであろう。また貧農層や小屋住み農であれ、共同体の成員として認められる限り、その証として1ペンスの税の支払いが求められたわけである。また割当額の徴収方法も、各共同体の自主性に任されていたとあってよく、その分だけ多様化せざるを得なかった。しかも割当額が1334年以降、数世紀間維持されたために、その方法が固定化し、「地方の慣習」として代々、受け継がれていくことになったのである。この点について地方の徴税官や治安官らの立場から考えると、彼らの徴税業務が想像以上に「地方の慣習」による規制を受けていたと言えるであろう。そもそも徴税官や治安官に任命される人々は、地方社会内部において指導的立場にあって統治に携わる人々であった。彼らの地方社会における権威の源は、官職そのものよりも、むしろ彼ら自身の名譽や名声に関わるものであり、それらを維持するためにも「地方の慣習」をないがしろにするわけにはいかなかった。彼らは常に国家と地方の2つのレベルの秩序観を持ち、状況に応じて両者を使い分けていく必要があったのである<sup>85</sup>。

#### 4 16世紀前半期における10分1税と補助税

14世紀半ば以降、議会的直接税としては、割当税である10分1が用いられてきた。しかしながら、16世紀初頭になると新たに補助税が導入され、表1に見られるように両税が併用されていくことになる。そこで、なぜ政府は補助税の

導入に踏み切ったのか、その政策的意図を検討しながら、10分1税の運用の限界について明らかにしてみたい。

中央政府の側にとって10分1税を用いることのメリットは、割当税として常に3万ポンド前後の安定した収入が見込めるために戦時財政の運用計画が立てやすく、また査定・徴税業務を地方の側に委託することで、それに関わる費用を軽減することができた点にある。地方の側にとっても、同税は地方の自律性が保証されていたため、徴税官らによる正規の直接査定を受けたり、資産査定簿を財務府において掌握される危険性を回避することができる点で受け入れやすい徴税システムであった。

ただし、この課税システムがうまく機能するためには、割当額が16世紀以降のイングランドの経済発展や経済構造の変化に迅速に対応できるだけの融通性を備えていることが大前提であった。しかしながら、表4にも明らかのように、割当額が数世紀間も維持されてきたために、すでに硬直化しており、本来、中央政府の課税対象となるべきもの、特に富裕層の富の多くが課税されないままに残されていたのである。テューダ朝期に入ると、国家歳入を増加させるための様々な財政政策が試みられた。しかしながら、10分1税については、総収入額を引き上げたり、経済状況に合わせた各徴税区の割当額の再検討は行われず、依然として伝統的な方法と割当額が用いられていた。その理由としては、イングランド王国内の各徴税区の経済状況を調査し、それに合わせて割当額を配分し直す複雑な業務は、テューダ朝国家の行政能力をはるかに上回っていたからである。また「地方の慣習」を犯して中央政府が地方の徴税業務に深く介入し、中央と地方の間の政治的緊張度をいたずらに高めることは、得策とはいえなかった。その代替策の1つとして採用されたのが、補助税の導入であったわけである。

補助税の具体的な検討は別の機会に譲らざるをえないので、ここでは1523年の課税供与法をもとに、補助税と10分1税の徴税システムの比較に限定して検討してみよう<sup>24)</sup>。

10分1税と補助税の重要な相違点は、前者が割当税であるのに対して後者が直接査定税であった点にある。補助税の徴収手続きは、およそ以下の要領で行われた。通常の場合、各徴税区で2名ないしそれ以上の査定官 (the assessor)



が任命された。彼らは担当地区の住民の資産査定を行い、それを基に査定報告書 (the Bill) を作成し、徴税委員 (the commissioners) へ提出する。徴税委員はそれを基に課税額を記載した課税表 (the Indented Estreat) を作成し、徴税官 (High Collectors, Petty Collecters) に送付した。徴税官はそれに基づいて徴税を行い、徴収金を財務府へ持ち込んだ。財務府では予め徴税委員から送付されていた査定証明書 (the Certification) を基に徴税官による納入額と徴税予定額の照合が行われたのである。この手続きの注目すべき点は、補助税が課されるごとに、全国一律の基準のもとに査定官による個々人の資産査定が行われ、それが初めて正規の記録として残されることになった点である。

10分1税は低所得層にまで課税されており、割当額が固定化していったことで富裕層の負担が相対的に軽減されたことから逆進的傾向を強めていた。それに対して補助税は個人の資産査定額に基づきポンド当たりで課税され、しかも課税される最低資産額も設定されたため、富裕層の資産額に応じた課税が可能になるとともに累進的傾向を持っていた<sup>33</sup>。補助税のそうした特徴は、ロンドン市における同税の徴税実態によく現れている。同市では、ほぼすべての世帯主が10分1税を支払っていたが、支払額は612ポンドで全体のわずか2%ほどに過ぎなかった。一方、補助税の査定を受けたのは約3分1の世帯主にとどまっているのに、補助税の全収入額の10~12%を占めていたのである<sup>34</sup>。またロンドン市の富裕な徴税区では全世帯主の74%が補助税を支払っていたのに対して、それほど経済状態が良くない徴税区では、その割合は18%にとどまっていた。たとえばセント・バーソロミュー・エクステンジ教区では、1579~82年に年平均で84名の世帯主が市税 (教会書記の賃金、街路清掃人の賃金、ロンドン市15分1税) の査定対象となっていたのに対して、1582年に補助税が課された時に査定対象となったのは、40名にとどまっていたのである<sup>35</sup>。したがってロンドン市では10分1税や市税が低所得層にまで広く賦課されていたのに対して、補助税は相対的に見て累進的傾向が際だっていたことになる。このような傾向はノーフォーク州でも確認できることが指摘されているが<sup>36</sup>、イングランド全体の傾向を明らかにするには、地域ごとの両税に関するデータをさらに蓄積していく必要があるであろう。

おわりに

テューダ朝期に入ると、すでに運用上の限界に達していた10分1税を補う形で新たに補助税が導入された。こうしてイギリスの税制史上はじめて、議会的直接税として割当税と直接査定税が併用されることになったのである。議会が補助税による個人資産の直接査定を認めた背景に、1520年代の対仏戦などにより生じた国家財政の危機的状況があったことは事実である。しかしながら、同時に補助税は戦時などの非常時に議会の承認を得て課税されるものであり、また査定・徴税業務において地方の自律性が保証されていることを前提としていたのを忘れてはならない。

議会的直接税が戦時における財政的基盤となるためには、まずもって補助税の資産査定が、法に基づいて公正かつ厳格に行われる必要があった。しかしながら10分1税と補助税、いずれの場合にも中央政府が査定・徴税業務を地方の統治者や有力者に委託している以上、それも最終的には国家行政組織の末端に位置する行政官としての彼らの自覚に頼らざるを得なかった。これがテューダ朝期における財務行政の特徴であり、また限界でもあったのである。

1545年までの補助税の資産査定額は実質収入額よりも低めではあったが、著しく過小な査定は行われていなかったようである。そこには可能な限り正確な査定を行おうとする査定官や中央政府の努力のあとが認められる。1516年にウルジ (T. Wolsey) はロンドン市長と7人のオーダーメン (aldermen) を星室庁 (the Star Chamber) へ呼びつけ、同年のロンドン市における資産査定額が全体として前年のものと比べて減少している理由を問いただした。ウルジは彼らが宣誓に基づいて正確な資産査定を行うことを要求し、さもなくば直接に乗り込んで自ら資産査定を行うことも辞さないという強硬な態度を示した。ロンドン市側はウルジたちによる資産査定を回避するため、その差額をただちに支払っている。また別の州の徴税委員に対して国王が出した通達によれば、課税供与法の規定に関する見解の相違、あるいは情実による不正から査定額が減少しているため、徴税委員たちは再査定を命じられていた<sup>99</sup>。

しかしながら、16世紀後半以降になると、徐々に補助税の課税対象者の数ならびに資産査定額が減少していき、表1～3で検討したように対スペイン戦争

時に議会的直接税が強化されると、その傾向が顕著になる。たとえばヘンリ8世時代の爵位貴族の資産査定額は平均して約800~900ポンドであったが、1580年代には約300ポンドに落ち込んでいる<sup>69</sup>。それ以外の被課税者の査定額も同様に減少していった。1590~1630年の間にロンドン市とノーフォーク州における資産査定額は、全体として70%も減少している<sup>70</sup>。貴族以外の被課税者の数も、エセックス州では1566年には6,700名であったのが、1628年には3,700名<sup>71</sup>、また同様にロンドン市では7,123名(1563年)から4,968名(1606年)、ヨーク市では357名(1546年)から201名(1609年)に減少しているのである<sup>72</sup>。さらに資産査定額も課税査定限度額に集中していく傾向がみられ、相対的に見て富裕層の税負担が軽減されることになった<sup>73</sup>。こうして補助税は10分1税と同様に逆進性を強め、相対的にみて中間層(the middling sort)が最も多くの負担を強いられることになったのである。このような状況下で16世紀末に10分1税の課税が強化されたために低所得層の不満が高まり、割当額の不公平さを巡る紛争が激化したことは、ある程度まで予測できるが、その実態の解明については今後の課題としておきたい。

---

註(1) 国王による課税は大権的課税(Prerogative Tax)と議会の承認を必要とする議会的課税(Parliamentary Tax)とに分かれる。さらに議会的課税は直接税と間接税(主なものは関税)に分かれる。

- (2) 10分1税に関する研究としては、以下を参照。Hudson, Revd W., 'The assessment of the townships of the county of Norfolk for the King's tenths and fifteenths as settled in 1334', *Norfolk Archaeology*, xii(1895), pp.243-97; Willard, J.F., *Parliamentary Taxes on Personal Property 1290 to 1334* (Cambridge, Mass., 1934); Dietz, F.C., *English Government Finance, 1485-1558* (London, 1964 (1932)); do, *English Public Finance* (London, 1964 (1932)); Scholfield, R., 'Parliamentary lay taxation 1485-1547 (以下Parliamentaryと略記)' (PhD thesis, Cambridge, 1963); do, 'Taxation and the political limits of the Tudor state (以下Taxationと略記)', in Cross, C., (eds.) *Law and government under the Tudors* (Cambridge, 1988); Glasscock, R.E., (ed.), *The Lay Subsidy of 1334* (London, 1975); Braddick, M., *Parliamentary taxation in seventeenth-century England* (以下Parliamentaryと略記) (Woodbridge, 1994); do, *The nerves of state: taxation and the financing of the English state* (以下The nervesと略記) (Manchester, 1996) [酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、1996年]; Hoyle, R., *Tudor*

*Taxation Records* (London, 1994) ; Jurkowski.M., (eds.), *Lay Taxes in England and Wales 1188–1688* (London, 1998).

- (3) Hudson. *op. cit.*, p.244 ; Jurkowski, *op. cit.*, pp.xxvi–ix, pp. 1–2.
- (4) *Ibid.*, p.xxix–xxx ; Dyer, ‘Taxation and communities in late medieval England’ in Britnell, R., (eds.), *Progress and problems in medieval England* (Cambridge, 1996), pp.171–2.
- (5) Jurkowski, *op. cit.*, p.xxix ; Ormrod, W.M., ‘The crown and the English economy, 1290–1348’, in Campbell, B.M.S., (ed.), *Before the Black Death, Studies in the ‘Crisis’ of the Early Fourteenth Century* (Manchester, 1991), pp.149–183, esp. pp.153–5.
- (6) Willard, *op. cit.*, pp. 9–13 ; Dyer, *op. cit.*, pp.172–7 ; Ormrod, *op. cit.*, pp.156–9 ; Jurkowski, *op. cit.*, pp.xxxi–iv.
- (7) Hudson, *op. cit.*, p.257 ; Jurkowski, *op. cit.*, p.xxxiv.
- (8) Willard, *op. cit.*, pp.11–2 ; Schofield, *Parliamentary*, p.62.
- (9) Schofield, *Parliamentary*, pp.65–70.1541年以降、徴税官は各ハンドレッドあるいはいくつかのハンドレッドごとに任命され、責任が明確化された(32Hen VIII c.50)。
- (10) Schofield, *Parliamentary*, pp.70–1 ; Braddick, *Parliamentary*, p.24.
- (11) たとえば1545年法(37Hen VIII c.25)を参照。
- (12) Schofield, *Parliamentary*, p.81 ; Braddick, *Parliamentary*, pp.25–6.
- (13) Braddick, *Parliamentary*, pp.24–5 ; do, *The nerves*, p.92 (邦訳、89頁)。
- (14) この訴訟については、スコフィールドが詳しく紹介してくれている。Schofield, *Parliamentary*, pp.84–5 ; Dyer, *op. cit.*, p.186.
- (15) Schofield, *Parliamentary*, p.85.
- (16) *Ibid.*, pp.92–5.
- (17) Braddick, *Parliamentary*, p.54 ; Archer, *op. cit.*, p.605.
- (18) Schofield, *Parliamentary*, p.145 ; Braddick, *Parliamentary*, p.26.
- (19) たとえば*Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the Reign of Hen VIII, 1509–1547*, vol.XVII, no.799を参照。
- (20) 3HenVIII c.22 ; 7HenVIII c. 9.
- (21) この問題については、別稿にて詳しく論じる予定である。さしあたりBraddick, *Parliamentary*, pp.39–54を参照。
- (22) Dyer, *op. cit.*, p.180.
- (23) Willard, *op. cit.*, pp.87–92 ; Dyer, *op. cit.*, pp.171, 173 ; Ormrod, *op. cit.*, p.156.
- (24) Dyer, *op. cit.*, pp.180–2.
- (25) Archer, *op. cit.*, p.624 ; Braddick, *Parliamentary*, pp.56–8.
- (26) Archer, *op. cit.*, p.626.
- (27) Braddick, *Parliamentary*, p.60.
- (28) Dyer, *op. cit.*, pp.186–7.
- (29) Archer, *op. cit.*, p.616.

- (30) Wrightson, K., 'Two concepts of order : justices, constables and jurymen in 17th-century England', in Brewer, J., and Styles, J., (eds.), *An ungovernable people* (London, 1980), pp.21-46, esp.pp.21-6 ; Fletcher, A.J., 'Honour, Reputation and Local Officeholding in Elizabethan and Stuart England', in Fletcher and Stevenson, J., (eds.), *Order and disorder in early modern England* (Cambridge, 1985), pp.92-115, esp.92-4, 113-5 ; Braddick, 'Administrative performance : the representation of political authority in early modern England', in Braddick and Walter, J., (eds.), *Negotiating Power in Early Modern Society : order, hierarchy and subordination in Britain and Ireland*, (Cambridge, 2001), pp.166-187, esp.p.171.
- (31) 14&15 Hen VIII c.16.徴税手続きについては、別稿にて詳しく論じる予定である。さしあたり以下の文献を参照。Schofield, *Parliamentary*, ch. 4・ch. 5 ; Braddick, *Parliamentary*, ch. 2 ; Jurkowski, *op. cit.*, pp.xli-xlv ; Hoyle, R. (ed.), *Tudor Taxation Records* (London, 1994), ch. 3.
- (32) たとえば1523年法の場合、課税される最低査定額は不動産 (E1)、動産 (E2) であった。
- (33) Archer, *op. cit.*, pp.605, 624
- (34) *Ibid.*, pp.624-6.
- (35) Braddick, *Parliamentary*, pp.105-125.
- (36) Schofield, *Parliamentary*, p.328 ; do, *Taxation*, p.238.
- (37) Miller, H., 'Subsidy assessments of the peerage in the sixteenth century', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. 28 (1954), pp.15-34.
- (38) Braddick, *Parliamentary*, pp.80-2.
- (39) Quintrell, B.W., 'The government of the county of Essex 1603-1642' (PhD thesis, Cambridge, 1965), pp.315-7.
- (40) Hoyle, *op. cit.*, p.29.
- (41) たとえばノーフォーク州における資産査定額が逆進化の傾向を強めていく過程については、Braddick, *Parliamentary*, Table 7~19.